

総務文教常任委員会

平成 27 年 7 月 21 日

総務部 税務課

- 1 入湯税について P 1 ~ 2
- 2 加東市内にある鉱泉浴場の状況 P 3
- 3 入湯税に関する兵庫県下各市町の状況 P 4
- 4 根拠法令等 P 5 ~ 7

入湯税について

1 趣旨

地方税法第5条第4項の規定により、鉱泉浴場所在市町村は、目的税として入湯税を課さなければならないことになっている。

しかしながら、加東市において入湯税に関する条例が制定されていないため、地方税法の規定に従い入湯税条例を制定する。

※入湯税に関しては、旧3町においても条例が制定されていなかった。

2 入湯税の概要

(1) 鉱泉浴場がある市町村がその入湯客に課税する目的税。(地方税法第5条第4項及び第701条)

(2) 標準税率は、1人1日150円。(地方税法第701条の2)

※県下41市町の内33市町で課税、うち養父市を除く32市町が標準税率を採用しており、全国においても、91.5%（平成24年度実績）が標準税率を採用している。

(3) 入湯税は目的税であるため、その用途が定められており、次の費用に充てるために課するものである。(地方税法第701条)

- ① 環境衛生施設の整備・・・下水道の終末処理施設等
- ② 鉱泉源の保護管理施設の整備・・・鉱泉集中管理のために共同利用を目的とした施設等
- ③ 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備・・・消防車両及びその進入路等の整備等
- ④ 観光の振興（観光施設の整備を含む。）・・・観光協会等が行う観光宣伝事業に対する補助等

(4) 地方税であるため、税率や課税免除等は、市町村の判断により定める。

3 課税免除の範囲

◎ 入湯税は

- | | |
|----------------------|---|
| ① 入湯行為に対して課税する行為税的性格 | ② 入湯行為に付随する娯楽性の高い支出（食事や宿泊等）に対して課税根拠を見出す奢侈税的性格 |
|----------------------|---|
- を有している。

しかし、温泉に入湯するという行為だけで課税すると、銭湯や寮、社宅などに付設された浴場等、日常生活に不可欠な入湯も課税対象になることから、課税免除（課税しない）や不均一課税（条件により減免する）が適当である。(地方税法第6条)

◎ 一般的に認められている課税免除の要件（市町村税実務提要）

- ① 年齢12歳未満の者の入湯
- ② 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯
- ③ 地域住民の福祉の向上を図るため、市町村等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯
- ④ 自炊用の簡素な施設、もっぱら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設で、その利用料金が、一般の鉱泉浴場における通常の利用料金に比較して著しく低く定められているものにおける入湯
- ⑤ 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯
- ⑥ 長期療養者を対象として設けられているへき地の簡素な温泉旅館における長期湯治客等の入湯

◎ 加東市内にある鉱泉浴場と一般的に認められている課税免除の適用関係

鉱泉浴場名	該当する課税免除の要件
加東市滝野福祉センター（はびねす滝野）	③ 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に基づいて設置された施設における入湯
特別養護老人ホームフロイデ滝野	
夢園温泉	④ 利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の入湯（P3に利用料金を記載） ※1,000円を基準とするのは、昭和53年4月21日付け自治省市町村税課長内かん（P6に記載）による。
加東市東条福祉センターとどろき荘	
加東市滝野交流保養館	
ホテルグリーンプラザ東条湖	

4 条例の制定スケジュール

- 7月21日 市議会総務文教常任委員会で説明
- 9月 条例最終案を作成し、9月議会に提案予定

5 条例の施行期日 平成28年4月1日

加東市内にある鉱泉浴場の状況

1 加東市内にある鉱泉浴場

鉱泉浴場名	所在地	設置者	運営主体
加東市滝野福祉センター (はびねす滝野)	下滝野 1283 番地 1	加東市	社会福祉法人加東市 社会福祉協議会
特別養護老人ホーム フロイデ滝野	下滝野 1283 番地 37	社会福祉法人 健睦会	社会福祉法人健睦会
夢園温泉	家原 704 番地	やしろ夢園温泉 株式会社	やしろ夢園温泉株式 会社
加東市東条福祉センター とどろき荘	岡本 1571 番地 1	加東市	社会福祉法人加東市 社会福祉協議会
加東市滝野交流保養館	下滝野 1283 番地 1	加東市	加東市ふるさと振興 協会
ホテルグリーンプラザ 東条湖	黒谷 1206 番地 127	公友不動産株式 会社	公友不動産株式会 社

2 鉱泉浴場の利用料金（消費税及び地方消費税を含んだ料金）

鉱泉浴場名	利用料金		
	大人	小人	障害者手帳等 手帳所持者
加東市滝野福祉センター (はびねす滝野)	無料	無料	無料
特別養護老人ホーム フロイデ滝野	入所者のみの入湯 につき無料	—	入所者のみの入湯 につき無料
夢園温泉	1,000円		
加東市東条福祉センター とどろき荘	600円	300円 〔小学生以下 ただし、小学校就学前 の乳幼児は無料〕	300円
加東市滝野交流保養館	600円	300円 〔6歳以上13歳未満 ただし、6歳未満は無料〕	300円
ホテルグリーンプラザ 東条湖	1,050円	750円 (3歳以上小学生以下)	

入湯税に関する兵庫県下各市町の状況

1 入湯税に関する条例・規則等の制定

入湯税に関する条例・規則の有無	市 町 数
制定している市町村	24市9町
制定していない市町村	5市3町 [加古川市・西脇市・高砂市・加西市 加東市・稲美町・播磨町・上郡町]

2 税率

税 率	市 町 数
150円	23市9町
100円	1市（養父市）

3 不均一課税について

不均一課税事由	税 率	市 町 数
日帰り	100円	1市（篠山市）
	75円	7市（神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・川西市・小野市）
	50円	2市3町（三木市・朝来市・市川町・福崎町・佐用町）
学校行事	50円	1市1町（豊岡市・香美町）
一般公衆浴場	75円	1市（宝塚市）

4 課税免除について

課 税 免 除 事 由		市 町 数
年 少	7歳未満	1市（神戸市）
	12歳未満	23市8町（神戸市・神河町以外）
学校行事		9市2町 ※残り22市町は課税
共同浴場又は一般公衆浴場		22市6町 ※残り5市町は課税
地域住民の福祉の向上		6市1町 [姫路市・西宮市・芦屋市・三田市 南あわじ市・淡路市・多可町]
日帰りによる利用 (利用料金等で区分)	3,000円未満	1市（姫路市）
	1,200円未満	1市（神戸市）
	1,000円未満又は 1,000円以下	5市（明石市・豊岡市・小野市・養父市・宍粟市）
	すべて免除	1町（猪名川町）
	指定する施設	1市（相生市）
社会福祉法第2条第1項		1市（神戸市）
老人福祉法又は介護保険法		1市1町（三木市・市川町）

根拠法令等

地方税法（昭和25年法律第226号）

（用語）

第1条⑤ 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

（市町村が課することができる税目）

第5条④ 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条① 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

第6条② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

温泉法（昭和23年法律第125号）

第2条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温泉源から採取されるときに温度が摂氏25度以上又は別表に掲げる物質を有するものをいう。（別表省略）

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）

第1条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

（概要）

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されているが、これらの営業を行う場合には公衆浴場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならない。公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がある。

(1) 一般公衆浴場

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」その他、老人福祉センター等の浴場がある。

(2) その他の公衆浴場

保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エステティックサロンの泥風呂等がある。

兵庫県公衆浴場法基準条例(昭和39年条例第64号)

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして使用されるものをいう。

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

昭和53年4月21日付自治省市町村税課長内かん

- 1 課税免除又は不均一課税の措置は、条例に定めることによつて行うことができるものであるが、条例を定めるに当つては、施設の実態等を調査し、均衡を失しないよう留意すること。
- 2 「地域住民の福祉の向上を図るため、市町村等がもつぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設」とは、例えば、市町村、社会福祉法人等が設置する老人福祉センター等をいうものであること。
- 3 「自炊用の簡素な施設、もつぱら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設」とは、例えば、原則として食事の提供をしない簡素な旅館、農閑期等季節的に開設される簡素な施設、宿泊施設を有せず、原則として日帰り客の利用に供することを目的とするヘルスセンター等をいうものであること。また、「その利用料金が、一般の鉱泉浴場に比較して著しく低く定められているもの」であるか否かについては、現行の入湯税の標準とされる税率の水準にかんがみ、概ね1000円程度を基準とすることが適当であること。

なお、利用料金とは、入場料、休憩所、入湯料等名称の如何に拘わらず、当該施設の利用に関して支払われるべき料金をいうものであること。

4 「学校教育上の見地から行われる行事」とは、修学旅行等原則として教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事をいうものであること。

用語解説

鉱泉浴場 温泉法による温泉や鉱泉物質等を含有する鉱泉を使用している浴場をいうが、地下から湧き出る温水で療養や保養価値があるものも含む。

共同浴場 寮、社宅、療養所等に付設された日常生活の中で利用される浴場。

しゃしせい
奢侈性 度を超えてぜいたくであること。